年　　月　　日

　　　千葉県知事　　　　　様

市町村長

　児童福祉施設（　　　　）を設置するので、児童福祉法第35条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　設置の趣旨

２　事業の種類

３　施設名

４　施設の所在地

５　建物その他設備の規模及び構造

(１)　土地

(２)　建物

(３)　設備

(４)　備品等の状況

６　定員

７　職員

８　事業開始予定年月日

添付書類

１　施設の設置等に関する条例

２　案内図、配置図及び建物平面図

３　保育所にあつては、事業の運営についての重要事項に関する規程

４　歳入歳出予算書抄本

注

１　建物その他設備の規模及び構造については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）で定める必要な設備等の内容を別表で作成すること。

２　職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。